

自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
及び育成就労に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
厚生労働大臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
国土交通大臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成就労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成就労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）

自動車整備分野

- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人及び育成就労外国人受入れの趣旨・目的

ア 特定技能外国人

自動車整備分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

イ 育成就労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である自動車整備分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組

ア 生産性向上のための取組

国土交通省では、補助事業等により業界の取組を支援するとともに、生産性向上のための取組として、①中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基

づく経営力向上計画の認定、②自動車整備業における生産性向上のためのガイドラインの策定、③国の窓口への訪問を不要とする車検証電子化、④故障箇所の効率的な特定に必要な「外部故障診断装置」（スキャンツール）の導入補助、⑤自動車整備業を取り巻く環境変化に対応するための事業規制アップデート（令和7年7月）等に取り組んでいるところ、スキャンツール導入支援を適用した台数の着実な増加（平成25年度より延べ約2万6,600台）等の成果を挙げている。

こうした取組の結果、自動車整備分野の労働生産性上昇率は、2011年（24.0％）から2021年（36.9％）にかけて約13％向上している。

イ 国内人材確保のための取組

（ア）女性、高齢者、就職困難者等の就業促進

国内人材の確保に関し、若者・女性の就業促進のため、次の取組を実施している。

- ① 運輸支局長等による高等学校訪問
- ② 自動車整備士のPRポスターや動画の作成、インターネットを活用した情報発信
- ③ 自動車整備工場の経営者に対する人材確保セミナーの開催
- ④ 高校生等を対象とした仕事体験事業の実施
- ⑤ 「自動車整備士等の働きやすい・働きがいのある職場づくりに向けたガイドライン」の策定（令和6年3月、令和7年6月改訂）

（イ）処遇改善

賃上げや賃金水準、労働環境の改善に関しても上記（ア）③及び⑤を基に取り組んでいる。

（ウ）安全衛生対策

安全衛生対策については、業界団体が作成した安全整備の手引きの活用促進を図るとともに、電気自動車等の整備業の実施に際しては業界団体による特別教育を実施している。

（エ）（ア）の成果

上記（ア）の取組により、高等学校訪問実施回数の着実な増加（平成26年度より延べ6,463回）等の成果を挙げている。

（オ）（イ）の成果

上記（イ）の取組を含めた、政府・業界等による取組を経て、整備要員1人当たりの年間平均給与は12年連続で増加（令和5年度は前年比2.0％増）している。

（カ）（ウ）の成果

上記（ウ）の取組を含めた、政府・業界などによる取組を経て、労働災害動向調査の結果による労働災害率（度数率）（自動車整備業）は、概ね横ばいで推移している。

（3）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

自動車整備分野における労働力需要は、近年の自動車の保有台数が、地域・全国ともにほぼ横ばいで推移し、当面、全国的に底堅い需要が見込まれる。

他方、供給においては、自動車整備士を志す若者の減少に加え、高齢の自動車整備士の引退が増えつつあり、令和 6 年度における自動車整備分野の有効求人倍率は 5.09 倍であるなど、深刻な人手不足の状態にあると評価できる。また、地域ごとに見ても、自動車台数の多寡にかかわらず有効求人倍率が高くなっており（例えば、自動車保有台数が多い愛知県及び埼玉県における同年度の有効求人倍率はそれぞれ 5.70 倍及び 7.54 倍、自動車保有台数が少ない島根県及び福井県における有効求人倍率はそれぞれ 9.44 倍及び 8.80 倍）、全国的に人手不足が生じている状態にあると評価できる。

これらより、令和 10 年度には 40 万 2,000 人程度の就業者が必要と推計されるが、上記（２）に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が 1 万 8,600 人程度緩和されることが見込まれるものの、なお 1 万 9,300 人程度の人手不足が見込まれる状況である。

このような状況において、自動車整備分野は自動車の安全・環境性能の維持に係る基幹的役割を担い、我が国の国民生活に不可欠な分野であることに鑑みれば、一定の専門性・技能を有し、その能力を用いた自動車整備に従事する外国人を受け入れることで、必要な知識・技能を有する自動車整備要員の確保を実現することが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。

（４）受入れ見込数（育成就労法第 7 条の 2 第 2 項第 4 号の当該個別育成就労産業分野における受入れ見込数を含む。）

ア 自動車整備分野全体の受入れ見込数

自動車整備分野全体における令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間の受入れ見込数は、1 万 9,300 人である。

当該受入れ見込数は、自動車整備分野において、令和 10 年度には 3 万 7,900 人程度の人手不足が見込まれる中、ガイドラインの策定等による生産性向上（令和 10 年度までに 1 万 1,600 人程度）や、情報発信等による追加的な国内人材の確保（令和 10 年度までに 7,000 人程度）を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

イ 1 号特定技能外国人の受入れ見込数

自動車整備分野における令和 6 年度から 5 年間の 1 号特定技能外国人の受入れ見込数は、9,400 人であり、これを令和 10 年度末までの 5 年間の受入れの上限として運用する。

ウ 育成就労外国人の受入れ見込数

自動車整備分野における令和 9 年度から 2 年間の育成就労外国人の受入れ見込数は、9,900 人であり、これを令和 10 年度末までの 2 年間の受入れの上限として運用する。

3 在留資格認定証明書の交付又は育成就労認定の停止の措置及び再開の措置

（１）自動車整備分野をめぐると人手不足状況の把握方法

国土交通大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 自動車整備分野の 1 号特定技能外国人及び育成就労外国人の在留者数（定期的に法務省から国土交通省に提供）

- ② 有効求人倍率
- ③ 業界団体を通じた特定技能所属機関等への調査
- ④ 特定技能制度における自動車整備分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）又は育成就労制度における自動車整備分野に係る分野別協議会（以下単に「育成就労の協議会」という。）による特定技能所属機関、育成就労実施者等からの状況把握等

（２）入管法第７条の２第３項及び第４項（これらの規定を同条第５項において準用する場合を含む。）の規定による同条第１項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項

- ① 国土交通大臣は、上記（１）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記２（４）イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- ② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

（３）育成就労法第１２条の２の規定による育成就労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項

- ① 国土交通大臣は、上記（１）の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記２（４）ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成就労認定（育成就労外国人及び育成就労認定が育成就労法第１６条第１項の規定により取り消されたことにより育成就労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。）の停止の措置を求める。
- ② 一時的に育成就労認定の停止の措置を講じた場合において、当該育成就労産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成就労認定の再開の措置を求める。

４ その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

（１）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能１号及び特定技能２号に係る自動車整備業務又は車体整備業務におけるキャリアを形成するために必要な事項を内容とする自動車整備分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。

自動車整備分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れ

る外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

① 専門的な技能

② 日本語能力その他キャリア形成に必要な事項

(2) 治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

ア 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、自動車整備分野における特定技能外国人又は育成就労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記アの治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するなど、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

(3) 大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

地方公共団体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、特定技能・育成就労の協議会等と連携し、地域別の有効求人倍率や自動車保有台数等により地域的な人手不足の状況について定期的な把握を行うとともに、業界内において取組の地域差が生まれないよう、得られた情報のほか、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人及び育成就労外国人を受け入れられるよう図っていく。

そのほか、国土交通省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成就労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

(4) 公租公課に関する必要な措置

特定技能外国人、育成就労外国人、特定技能所属機関及び育成就労実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、国土交通省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

第二 特定技能制度に関する事項

1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

(1) 1号特定技能外国人

自動車整備分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

ア 技能水準

次のいずれかの試験

- ① 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの
- ② 別表3のd. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの

(2) 2号特定技能外国人

自動車整備分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者（「2級の自動車整備士技能検定」又は「自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定」に合格した者を除く。）とする。

ア 技能水準

（ア）技能水準

別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの

（イ）実務経験

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場（以下「認証工場」という。）において、自らの判断により専門的・技術的な整備作業に従事した実務経験を要件とする。

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のB1相当以上の水準と認められるもの

2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

自動車整備分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次の（ア）及び（イ）に定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：整備内容の説明、関連部品の販売、清掃等）に付随的に従事することは差し支えない。

ア 1号特定技能外国人

上記1（1）ア①の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記1（1）ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表3 a. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

イ 2号特定技能外国人

上記1（2）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

(2) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

特定技能所属機関に対して特に課す条件

- ① 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する特定技能の協議会の構成員になること。
- ② 特定技能所属機関は、特定技能の協議会に対し必要な協力を行うこと。
- ③ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ④ 特定技能所属機関は、認証工場であること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、次の全ての条件を満たす登録支援機関に委託すること。
 - i 上記①から③までの条件を満たすこと。
 - ii 次のいずれかに該当する者を置くこと。
 - (i) 1級又は2級の自動車整備士の資格を有する者
 - (ii) 自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者
 - (iii) 自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者(車体整備業務区分のみ)
- ⑥ 特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係る実務経験を証する書面を交付すること。

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

自動車整備分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の(1)に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時まで満たしていることが求められる水準は、次の(2)及び(3)にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

(1) 育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。)等における当該水準に相当する日本語講習の受講

(2) 育成就労の開始後1年経過時まで満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

別表3のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

上記1(1)①に掲げるもの

(3) 育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

別表3のd. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの

2 育成就労外国人の育成に関する事項

自動車整備分野において設定する主たる技能は、別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、自動車整備分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更（転籍）に関する事項

自動車整備分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

(1) 本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

ア 技能水準

別表3のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 1相当以上の水準と認められるもの

(2) 転籍制限期間及びその理由

転籍制限期間は2年とする。

ア 人材育成の観点

自動車整備業務においては、自動車の重要保安部品の特定整備等の作業を行うことが求められる。その作業を行うための技能の修得には、一般的に同一の受入れ機関において2年間の育成を継続する必要がある。具体的には、1年目で自動車点検整備作業を基礎から学び、2年目に入ると、自動車の重要保安部品の分解整備を含む特定整備を学んでいくこととなる。

この場合、2年目に他の自動車整備工場に移ると、整備工場によって取り扱う自動車のメーカーや種別が異なるなどにより、整備マニュアルにおける装置名と部品名の記載や部品構成、整備用の使用機器（メーカーごとの特殊工具など）に違いがでるため、特に日本語能力が万全ではない育成就労外国人においては、1年目で修得した知識と技能がそのまま活かせなくなるなどの混乱が生じる。

車体整備業務においては、板金塗装やボデー・フレームの修正、溶接作業、損傷診断及び特定整備作業等の作業が求められる。その作業を行うための技能の修得には、一般的に同一の受入れ機関において2年間育成を継続する必要がある。具体的には、1年目で板金・塗装作業を基礎から学び、2年目に入ると、

エーミング計測等を含む特定整備を学んでいくこととなる。

この場合、2年目に他の車体整備工場に移ると、整備工場によって取り扱う自動車のメーカーや種別が異なるなどにより、整備マニュアルにおける装置名と部品名の記載や部品構成、整備用の使用機器（エーミング計測機器やターゲット）に違いがでるため、特に日本語能力が万全ではない育成就労外国人においては、1年目で修得した知識と技能がそのまま活かせるなくなるなどの混乱が生じる。

イ 人材確保の観点

2年間の一貫した育成により上記アのとおり技能を修得することができることにより、しっかりとした技能を有する者を増加させ、必要な整備人材の確保に資する。また、外国人自身の技能修得が進むことにより、外国人の待遇改善につながることも期待される。

(3) 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策

毎年、育成就労の協議会において、当該分野における育成就労実施者の賃上げ率（所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分。より高い昇給率となるよう育成就労外国人のみの賃上げ率及び日本人を含む賃上げ率のいずれも考慮する。）を基準に、昇給率を設定・公表する。1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、当該昇給率によって昇給することとする。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(1) 業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

自動車整備分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二2（1）参照）。

(2) 育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3) 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 育成就労実施者に対して特に課す条件

- ① 育成就労実施者は、育成就労の協議会に対し必要な協力を行うこと。
- ② 育成就労実施者は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し必要な協力を行うこと。
- ③ 育成就労実施者は、認証工場であること。ただし、対象とする業務区分が自動車整備である場合には、当該認証工場は対象とする自動車が二輪車のみでないこと又は対象とする装置に制限がないこと。
- ④ 育成就労指導員は次のいずれかに該当するものであること。
 - i 1級又は2級の自動車整備士の技能検定に合格した者
 - ii 3級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者（自動車整備業務区分に限る。）
 - iii 自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者（車体整備業務区分に限る。）

- ⑤ 育成就労外国人の当該育成就労実施者における自動車整備分野に係る実務経験を証する書面を交付すること。

イ 監理支援機関に対して特に課す条件

- ① 育成就労の協議会に加入すること。
- ② 監理支援機関は育成就労の協議会に対し必要な協力を行うこと。
- ③ 監理支援機関は国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し必要な協力を行うこと。
- ④ 育成就労計画作成指導者は次のいずれかに該当するものであること。
 - i 1 級又は 2 級の自動車整備士の技能検定に合格した者
 - ii 自動車整備士の養成施設において 5 年以上の指導に係る実務の経験を有する者
 - iii 3 級の自動車整備士の技能検定に合格した日から自動車整備作業に関し 3 年以上の実務の経験を有する者（自動車整備業務区分に限る。）
 - iv 自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者（車体整備業務区分に限る。）

ウ 育成就労の内容に対して特に課す条件

入国後講習において、自動車整備分野に関する講習（国土交通大臣が指定する教材を使用して、自動車整備に関する基礎的な知識を習得させるものに限る。）を実施すること。

第四 経過措置

第二 1 （ 1 ）ア①及び同（ 2 ）ア（ア）で定める技能水準並びに第二 2 （ 1 ）ア及び同イで設定する業務区分及び従事する業務については、閣議決定日から令和 9 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

別表 1 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	自動車整備業務特定技能 1 号評価試験又は 3 級の自動車整備士の技能検定	自動車整備 (自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備及び特定整備に付随する基礎的な業務)
2	車体整備業務特定技能 1 号評価試験	車体整備 (車体の板金、塗装、ボデー・フレームの修正及びこれらに付随する特定整備の基礎的な業務)

別表 2 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	自動車整備業務特定技能 2 号評価試験又は 2 級の自動車整備士の技能検定	自動車整備 (他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備及び特定整備に付随する一般的な業務)
2	車体整備業務特定技能 2 号評価試験又は自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定	車体整備 (他の要員への指導を行いながら従事する車体の板金、塗装、ボデー・フレームの修正及びこれらに付随する特定整備の一般的な業務)

別表 3 (第二 1、2、第三 1、2 及び 3 関係)

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準 (1 年経過時まで)	d. 技能水準 (育成就労終了まで)
1	自動車整備	自動車整備	自動車整備業務育成就労評価試験 (初級)	自動車整備業務育成就労評価試験 (専門級)
2	車体整備	車体整備	車体整備業務育成就労評価試験 (初級)	車体整備業務育成就労評価試験 (専門級)